

消費者行政にかかる町長メッセージ

近年、高齢化の進行やデジタル化の進展・電子商取引の拡大などを背景として、悪質商法やインターネット取引のトラブルなど、消費者被害の内容は多様化・複雑化しています。また、人の悩みにつけ込む靈感商法や令和6年能登半島地震に便乗したトラブルなど、消費者心理につけ込むトラブルも後を絶ちません。さらに、令和4年に成人年齢が18歳に引き下げられたことから、若年層の消費者被害の増加が懸念されます。

このような現状に対し、国では地域における取り組みが重要であるとの方針のもと、消費者行政活性化基金を造成し、相談窓口の設置や拡充、相談環境の整備等が進められてきました。

本町では、消費者行政推進交付金等を活用し、相談窓口の設置や消費生活相談体制の強化を図っております。広報誌と合封による消費生活センター周知パンプレットの全戸配布、町内イベント、健康教室での啓発グッズの配布など消費者被害を未然に防ぐための様々な啓発事業を展開しました。

また、消費者被害・特殊詐欺被害を防止するため高齢者を対象に通話録音警告機の貸出しも行っております。

町民の皆様におかれましては、消費生活相談に関して何かお困りごとがございましたら、身近な相談窓口としてお気軽にご利用いただきますようお願いいたします。

今後も町民の皆様が安心して安全な消費生活を送ることができる地域社会を目指し、消費者被害の防止や相談体制の充実に努めると共に、積極的な消費者行政の推進に取り組んでまいります。

令和7年2月

穴水町長 吉村 光輝